

箱根町行財政改革有識者会議設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 本町の行財政改革の推進について、有識者の専門的かつ幅広い見地から、助言、提言等を得るため、箱根町行財政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項について、意見を述べ、必要な助言、提言等を行うものとする。

- (1) 行財政改革に係る計画の策定に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第 3 条 有識者会議は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、行財政改革に優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(座長)

第 4 条 有識者会議に座長を置き、委員のうちから町長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 有識者会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 9 月 5 日から施行する。

(箱根町行政改革推進委員会設置要綱の廃止)

2 箱根町行政改革推進委員会設置要綱（平成 8 年 6 月 24 日施行）は、廃止する。